幼児教育・保育の無償化について

(1) 対象者

幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設などを利用する子ども

- 3歳から5歳までの子ども(4月1日時点の年齢)
 - ※幼稚園・認定こども園(教育部分)については、入園できる時期に合わせて、満 3歳から無償化されます(幼稚園は月額上限25,700円)。
- ・保育の必要性があり住民税非課税世帯のO歳から2歳までの子ども(4月1日時点の年齢)
 - ※就学前の障がい児の通園施設を利用する3歳から小学校入学前までの子どもたち の利用料が無料になります。

(2)対象となる施設・事業

幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に加えて、認可外保育施設 も同様に無償化の対象

(3) 対象範囲

利用施設		保育の必要性	
	対象年齢等	あり 〇共働き世帯 〇ひとり親世 帯等	
認可保育所	3歳~5歳 〇歳~2歳(住民税非課税世帯)		×
認定こども園	3歳~5歳 保育(2号)	無償	×
	教育(1号)	無償	
	預かり保育	上限 11, 300 円	×
	O歳~2歳(住民税非課税世帯)	無償	×
地域型保育事業所	O歳~2歳(住民税非課税世帯)	無償	×
幼稚園	3歳~5歳	上限 25, 700 円	
	預かり保育	上限 11, 300 円	×
障がい児通園施設	3歳~5歳	無償	
	O歳~2歳(住民税非課税世帯)		
認可外保育施設 + 一時預かり 病児保育 ファミリー・サポート・センター	3歳~5歳	上限 37, 000 円	×
	〇歳~2歳(住民税非課税世帯)	上限 42, 000 円	×

※通園送迎費、行事費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担となります